

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 背景と目的

全国的に高度経済成長期以降に整備した公共施設等が、今後、老朽化し、大量に更新時期を迎えることが大きな行政課題となっています。これを受けて、国では2013年（平成25年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。その後、全国の地方公共団体に対し、2014年（平成26年）4月に総務大臣より「公共施設等総合管理計画の策定」が要請されました。

この公共施設等の老朽化問題については本市においても例外ではなく、現在、本市で維持管理を行っている公共施設等のうち4割の建物が建築後30年以上を経過しています。

今後、公共施設等が耐用年数を迎えるなかで、多額の建替・改修費用が見込まれます。一方で、少子高齢化と人口減少が進展するなか、子育て施策の充実、持続可能な社会保障・高齢者福祉の構築、自然災害、ライフスタイル・価値観の多様化による市民ニーズの変化等、公共施設等とそれを支える仕組みの新たな対応が求められています。

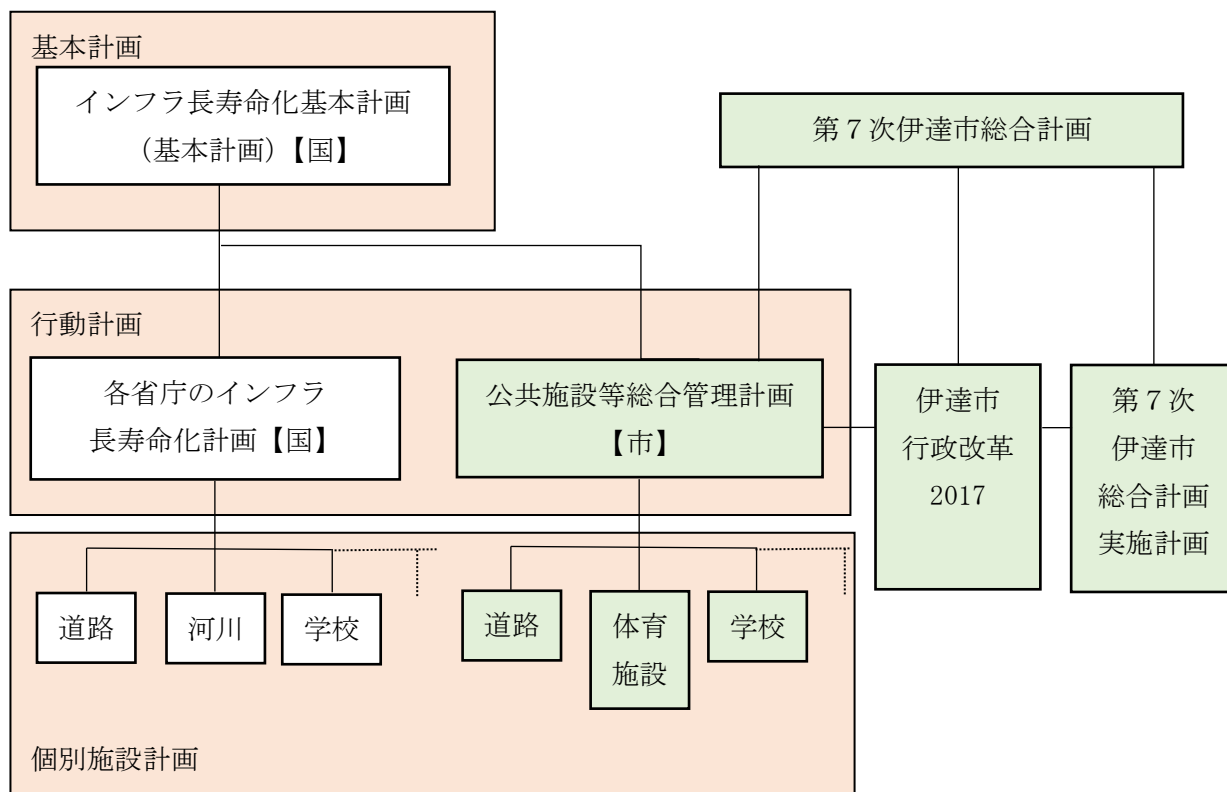
また、財政面では少子化と人口減少に伴う生産年齢人口の減少等による税収の減少や超高齢社会による扶助費の増加等により、これまで以上に厳しい状況になることが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、本市においても国の基本計画に基づき、市が所有するすべての公共施設等について、老朽化の状況や利用状況を把握し、財政状況や人口の動向を踏まえたうえで、維持管理・更新・長寿命化等を計画的に行っていくための中長期的な方針として「伊達市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は「インフラ長寿命化基本計画」（2013年（平成25年）11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、地方公共団体に対し策定が要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当する計画です。

本計画は、最上位計画である「第7次伊達市総合計画」と整合を図りながら、公共建築物やインフラ施設を対象とした個別施設計画を総括し、あわせて対象とする公共施設等における基本的な取組を示すものです。



## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までの10年間とします。なお、計画期間内であっても必要に応じて計画の内容や対象施設等について見直しを行っていくこととします。

## 4. 計画の対象範囲

総合管理計画の対象となる公共施設等は、市が所有する建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ系施設も含むものとします。